

最低賃金の引き上げ、労働行政の充実に関する要請

長野県労働組合連合会（県労連）
議長 細尾 俊彦



日頃から、県内労働者の権利擁護・雇用確保・労働者の地位向上などに、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多くの経済的ダメージはより深刻で、コロナ禍で真っ先に生活破綻に陥っています。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

長野県労連が昨年行った「最低生計費試算調査」では、長野市在住の男性一人暮らしに必要な生計費は、月額25万4,812円でした。「月の労働時間150時間」で時給換算すると「1,699円」となります。同様の調査を行った東京都（北区）は、「1,664円」でした。東京の高い居住費と長野では自家用車所有が欠かせないことで相殺され、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。

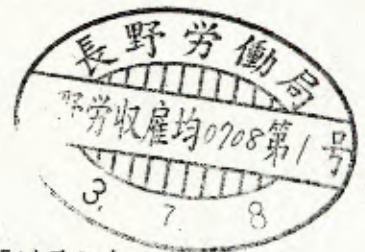
長野県の2020年の改定による地域別最低賃金は、849円です。1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万円弱の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”は、残念ながらできません。この状況をいつまでも放置するわけにはいきません。

最低賃金審議会での審議にあたり、中央でも地方でも「標準生計費」（人事院）が唯一「労働者の生計費」の資料として示されています。単身世帯（18～26歳）の標準生計費は、月120,190円（税込み）で、生活するには困難な金額です。全労連ではここ数年、マーケットバスケット方式で、ぎりぎりの生活でなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を都道府県で調査してきました。全国的に単身若年世帯では、ほぼ「時給1,500円」という結果がでています。

この結果をふまえていただき、人間らしく生活できる「最低賃金」の改善をめざして、2021年の最低賃金改定では大幅な引き上げを判断して頂くように要請致します。

記

- 最低賃金については、以下のように改善すること。
 - ①地域別最低賃金は、早期に「時間額1,500円」となるよう引き上げること。
 - ②審議会や専門部会を公開すること。審議において意見陳述する機会を必ず設けること。
 - ③全国一律最低賃金制度を創設すること。
 - ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえつつ、労働組合で取り組んだ「最低生計費調査の結果」を踏まえた金額を決定すること。
- 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いも配慮し、改めて公正な立場から選出を行うこと。
- 違法残業、違法派遣、不当解雇が後を絶ちません。指導・監督の現状を示すこと。さらに、今後も厳重な指導・監督を行うため、その体制を強化すること。
- 長時間労働の規制強化や、過労死の根絶が求められます。そのため、高度プロフェッショナル制度の導入やテレワーク、変形労働時間による労働時間の柔軟化に対し、労働現場の実態と問題点を把握し、労働時間管理の指導監督を強化すること。



以上

長野県の最低賃金849円を
すぐに1500円以上へ引き上げることを求める要請

長野地方最低賃金審議会会長様

長野労働局長様

今回提出 16,212 筆



2021年7月8日

長野県労働組合連合会